



鳥取県公報

平成13年 2月 2日(金)
第 7 2 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（耕地課）.....	1
	土地収用法による事業の認定（管理課）.....	1
	流通業務団地造成事業に係る事業地の工事の完了（都市計画課）.....	2

告 示

鳥取県告示第43号

鳥取市が行う土地改良事業に係る高路地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 2月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成13年 2月 5日から22日間
- 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第44号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 2月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 起業者の名称
倉吉市

- 2 事業の種類
倉吉市上小鴨コミュニティセンター整備事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 倉吉市上古川字空町地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
倉吉市葵町722
倉吉市役所

鳥取県告示第45号

次の流通業務団地造成事業に係る事業地の工事が完了したので、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第30条第2項の規定により告示する。

平成13年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業の名称
米子流通業務団地造成事業（第5工区）
- 2 事業地
米子市流通町の一部
- 3 施行者の名称
米子市
- 4 工事完了年月日
平成13年1月12日